

国民健康保険被保険者証の更新について

現在お使いの国民健康保険被保険者証の有効期限は、9月30日までです。新しい国民健康保険被保険者証は、9月下旬に郵送します。10月1日を過ぎても、被保険者証がお手元に届かないときはご連絡ください。詳しいことは、住民課保険年金グループへお問い合わせください。

国民年金の届出が必要ですが、国民年金の届出が必要ですか？

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。そのため、会社を退職された場合には、第2号被保険者（厚生年金）から第1号被保険者（国民年金）への変更の届出が必要となります。また、第3号被保険者

広島県思いやり駐車場利用証の交付について

広島県では、県内の公共施設や商業施設などに設置された身体障害者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）を適正に利用していただくため、障害のある人など歩行困難な人に利用証を交付しています。

対象 身体障害者（区分、等級により制限があります）・知的障害者（A・A）・精神障害者（1級）・難病患者・高齢者（要介護度1以上）・妊産婦、けが人などで歩行が困難な人

申請 役場民生課の他、広島県地域福祉課、各厚生環境事務所、各市町の窓口で受付・交付を行います。（手数料は無料）

持 障害者手帳などの証明書類
問 広島県地域福祉課 ☎513・3142 ☒223・3572
 民生課 ☎820・5635 ☒855・0155

（第2号被保険者に扶養されている配偶者）であった人についても、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届出が必要です。▽届出先：役場住民課または年金事務所

退職（失業）時は 特例免除制度があります

保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。通常の免除申請では、申請者本人、配偶者、世帯主の前年所得が審査の対象となりますが、「特例免除制度」では、退職（失業）した人の所得は、審査対象から除外されますので、免除が受けやすくなります。また、免除制度を利用すると、①免除された期間は

老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。②免除された期間は老齢基礎年金の二分の一の年金額が保障されます。③万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生したときには、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができる場合の受給資格期間に算入されます。▽届出先：役場住民課または年金事務所



利用証をルームミラーなどに掲示して駐車してください。

「サポートファイル」の配付について

障害のあるお子さんの保護者が、お子さんの日々の様子や病院、学校、福祉施設などで受けた支援内容を「記録・保管」し、関係機関に説明する際に活用する「サポートファイル」を配付しています。

「サポートファイル」は、お子さんが乳幼児から成人するまでのライフステージを通して、成長過程や支援内容を記録するもので、関係機関に同じ説明を繰り返し返して行わなくても、ファイルの提示により正確な情報を伝達し、一貫した支援を受けられるようにするためのものです。

老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。②免除された期間は老齢基礎年金の二分の一の年金額が保障されます。③万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生したときには、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができる場合の受給資格期間に算入されます。▽届出先：役場住民課または年金事務所



子育て支援センターエンゼル通信

●子育て支援センターの主な予定（いずれも11:30に終了）

実施日	開始時間	行事（講師・敬称略）
16日(金)	9:30	とことこエンゼル（1歳～1歳11カ月）
20日(火)	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
23日(金)	9:30	わくわくキッズ（2歳以上）
28日(水)	11:00	9月生まれのお誕生会
10月4日(火)	9:30	ふわふわベビー（11カ月までの乳児・妊婦）
10月5日(水)	10:30	子育てなるほど講座「卒乳」
10月6日(木)	11:00	ばんだの日

●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
13日(火)	10:00	東部地域健康センター（要予約）
15日(木)	9:30	中央ふれあい館

※東部地域健康センターでは親子ふれあい体操を行います。
 ●おひさまルーム
 上記日程以外の日の9:30～11:30
 ●ほっとるーむ（月～金曜日13:00～15:30）
 ※第3水曜日のみほっとるーむベビー（11カ月までの乳児対象）

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「うたとおはなしの広場」（第1・3金曜日14:30～15:00）
 絵本の読み聞かせや季節の歌、作って遊べる簡単工作もあります。
 ●ばんだの日
 音楽遊びやミニ工作をして楽しみましょう！保健師に育児相談もできます。
 ●「パパとおひさま」（毎月第2土曜日）9:30～11:30
 パパも「おひさま」デビューしてみませんか？もちろん、ママとお子さん、おじいちゃんおばあちゃんや里帰りの親子さんもOK！
 ●パパとおひさま 親子ふれあい体操
 親子で一緒に体を動かしながら、ふれあいを楽しみましょう
 日時：10月8日(土)10:30～11:30
 会場：西部地域健康センター内 子育て支援センター
 講師：大歳 千絵氏(NPO法人熊野健康スポーツ振興会)
 対象：乳幼児(0歳から就学前まで)とその保護者 要申込 無料
 定員：10組（動きやすい服装で飲み物、タオルをご用意ください）
 9月8日(木)より申込受付を開始します
 ※いずれの事業も変更する場合があります。
 ※子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

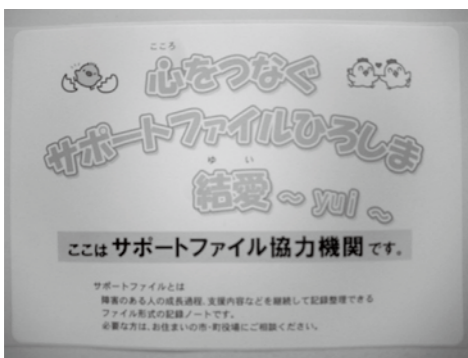
子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
 (西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☒820-5503
 開設日時（※年末年始、祝日除）：月～金曜日9:30～17:00
 第2土曜日9:30～11:30
 <子育て相談 月～金曜日 13:00～17:00>

▽記入できる内容

- ① 生育歴など支援の基本となる情報
- ② 睡眠、食事など支援の際の各時期の特性を考慮した情報
- ③ アレルギーなど緊急時の対応に必要な情報など
- ④ 知的障害・発達障害などがあり支援が必要な人の保護者（療育手帳の有無は問いません）
- ⑤ 無料

所民生課

▽協力機関：このファイルの提示に協力いただける機関には、左のシールが入り口に貼ってあります。



問 民生課 ☎820・5635

サポートファイルについて

⑤ 活用方法（最終回）

▽活用するメリット

- ① 病院・療育機関を受診する際（病歴や子どもの状態を説明する時）に持参すると伝え忘れがなくなります。
- ② 学校に提示することで、学校が作成する個別の指導計画などの参考資料となります。また、家庭での様子を学校に伝えることができます。
- ③ 福祉サービスを利用するときの契約時に本人の様子を伝える資料として使えます。
- ④ 親の記憶が曖昧になったとき、支援者に正確な情報の伝達ができます。また、親亡きあと、保護者の想いを支援者に伝えることができます。そして、成年後見人制度にもつながります。

▽活用方法

- ① 必要なシートを、必要な時に取り外せます。
- ② 保管場所は家族と決めておきましょう。緊急時の持ち出しなど必要な時に、すぐに活用できるように確認しておきましょう。

▽活用する時のポイント

- ① ファイルを見てもらうことで、保育所や幼稚園、学校の先生や事業所の支援者と、家族が共通の情報を共有することができます。より良い関わりや支援につながりやすくなります。
- ② 学校は、個別の指導計画などを作成する際に、実態把握の参考として活用することができます。
- ③ 本人の個人情報がいっぱい入っています。ファイルの管理は、保護者の責任において行います。
- ④ また、関係機関は個人情報保護に十分配慮します。



「サポートファイルの利用・活用にあたって」広島県引用（民生課）